

社会福祉法人 康和会 特別養護老人ホーム オレンジガーデン 重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-461-5356

担当 生活相談員 佐藤 真也 内山 貴文

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム オレンジガーデンの概要

(1) 運営方針

オレンジガーデンの運営方針は、老人福祉法の理念を実現することを目的として、次の基本方針をかかげています。

- ①入居者、職員相互が人格と人権を尊重しあい、明るく豊かな人間関係を築きます。
- ②入居者個々の自己決定を尊重し、個性を持ったサービスを基本とします。
- ③すべての職員は社会福祉従事者として自覚と誇りを持って、専門知識と技術の向上に努めるとともに、その基盤となる自らの人格向上に努めます。
- ④社会福祉施設の公共性を自覚し、入居者のサービス及び職員の処遇について、常に研究を怠らず改善を図っていきます。
- ⑤地域福祉の核としての施設の位置を自覚し、地域福祉向上のための取り組みを積極的に行います。

(2) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム オレンジガーデン
所在地	千葉県船橋市芝山7-41-2
介護保険指定事業所番号	1270901000
その他	生活保護法適用

(3) 同施設の設備の概要

①定員 50名

②居室 2人部屋 5室
4人部屋 10室

居室には、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えます。

③食堂 2ヶ所

④浴室 一般浴槽・機械浴槽2機

⑤静養室 1室（1床）

⑥医務室 1室

入居者の診療・治療のために医療法に規定する診療所を設け、入居者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えます。

⑦機能訓練室 1室

(4) 同施設の職員体制：配置基準を下回らないようにしています。

	常勤	非常勤	業務内容	備考
管理者	1名		施設全般の管理	
医師		1名	入居者の健康管理及び療養上の指導	
生活相談員	1名		相談及びサービスの調整	
介護支援専門員	1名		施設介護サービス計画の策定	
看護職員	2名	3名	入居者の健康管理及び保健衛生指導	
介護職員	22名	17名	入居者の介護全般	短期入所兼
管理栄養士	1名		献立作成・栄養指導	ケアハウス兼
機能訓練指導員	1名		減退防止の為の機能訓練	看護職兼
事務職員	3名	1名	運営上必要な事務	
その他職員		3名		

3. サービスの内容

【施設介護サービス計画の立案】

指定介護福祉施設（以下「施設」といいます）の入居者やご家族のご希望をお聞きし、個々に応じたサービスの目標を達成するためのケアプランを介護支援専門員が作成いたします。

【食事】

管理栄養士が、入居者の年齢、心身の状態に合わせて献立を作成し提供いたします。

朝食 7時30分

昼食 11時30分

夕食 17時30分

※自立支援のために離床して各階の食堂にておとりいただくことを原則としています。

【特別食の提供】

当施設担当医において、特別な食事が必要と判断された場合、それに基づいた食事を提供いたします。

【入浴】

原則として、週に2回の入浴となります。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

【介護】

施設介護サービス計画に沿って、食事介助、更衣介助、排泄介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等、日常生活全般の援助をいたします。

【機能訓練】

入居者個々の残存機能を生かし、維持向上を図るために機能訓練や生活リハビリを行います。

【健康管理】

入居者の健康管理、看護処置、衛生管理を行い、緊急時の対応には出来るだけ入居者とそのご家族の意思が反映できるようにいたします。

週1回、嘱託医による回診があります。

年1回、健康診断を行います。

ご希望の方にはインフルエンザ予防接種も実施いたします。

歯科受診をご希望の方は協力歯科医の診察が受けられます。

【生活相談】

入居者およびそのご家族の介護に関する相談、連絡調整などを行います。

【行政手続き代行】

行政手続きの代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。

ただし、手続きにかかる費用はその都度お支払いいただきます。

【日常費用支払代行】

介護以外の日常生活にかかる費用に関する支払代金を申し込むことができます。

【レクリエーション】

日常生活に潤いと刺激を感じていただけるように、趣味活動や各種レクリエーションを行います。

【理美容】

理美容サービスを行います。費用は自己負担となります。

毎月第1・第3金曜日に行っています。ご希望の方は事前にお申し付けください。

4. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

5. 利用料金

(1) 利用料

利用料、その他の料金については別紙1に定めるとおりとします。

(2) 支払方法

月末締とし、翌月 12 日までに請求書に明細を付して通知いたします。

27 日に口座振り替えの方法でお支払いとなります。

口座振り替えについては事業者契約銀行の定めた金額の手数料が発生いたします。

6. 退居の手続き

(1) 退居手続き

①入居者のご都合での退居

退居を希望する日の 30 日前までに文書でお申し出ください。

②事業者からの契約解除

- ・入居者がサービス利用料金の支払いを 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、15 日以内に支払われない場合、または、入居者またはご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退居していただく場合がございます。
- ・入居者が病院または診療所に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または、入院後 3 ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合はお申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退居していただく場合がございます。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・入居者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた入居者の要介護認定区分が非該当（自立）または要支援と認定された場合
※この場合、所定の期間の経過をもって退居していただくことになります。
- ・入居者がお亡くなりになった場合

7. 事故発生時の対応

日々の生活、サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

8. 緊急時の対応

入居者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡いたします。

緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	
携帯番号	
メールアドレス ①	(氏名)
メールアドレス ②	(氏名)
続柄	

9. サービス利用にあたっての留意事項

- ・面会 できましたら 9 時から 19 時 00 分の間でお願いいたします。ただし、

特別な理由がある場合はご相談ください。面会時は受付にて面会ノートにご記入ください。

面会時、飲食物をお持ちになられた場合は食事制限をしている方もいらっしゃると思いますので、必ず職員にお伝えください。また、衛生上居室には食べ物を置いていかれないようお願いいたします。

- ・外出、外泊 原則としてご家族の方が付き添われる限りは自由です。外泊の場合は、2週間前までにお知らせください。ただし、ご本人の体調を確認しお断りさせていただく場合もございます。
外泊中の利用料金については、介護保険上の定める所といたします。
- ・喫煙 館内での喫煙はご遠慮ください。
- ・飲酒 原則として禁止といたします。
- ・宗教活動 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような活動はご遠慮ください。
- ・設備等の利用 居室及び共用設備、敷地を本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償請求をする場合があります。
- ・その他
 - ・入居者が医療機関へ入院している期間中、入院前に使用していた居室やベッドを短期入所生活介護に活用させていただく場合がございます。その際は予めご家族様へご相談します。
 - ・協力病院以外の医療機関への受診をご希望される場合は、ご家族での対応をお願いします。

10. 非常災害対策

①防災時の対応

消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年3回以上は実施いたします。

②防災設備

自動火災報知器・ガス漏れ火災警報装置・消火器・スプリンクラー設備・非常放送設備等、非常時に備えて必要な設備を設けています。

避難等適切な対応ができるよう、設備の常時点検を行います。

③防災管理者

宍倉 喜久雄

11. 苦情・相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

①当施設ご入居者様相談・苦情担当

電話番号 047-461-5356

担当職員 生活相談員 佐藤 真也 内山 貴文

②当施設以外に、市区町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

電話番号 047-404-2712

市区町村名 船橋市 指導監査課

12. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

・主治医

名称 ななほクリニック 医師 村上 和香奈

住所 千葉県船橋市三咲2-10-1-103

連絡先 047-401-3311

・協力医療機関

名称 千葉徳洲会病院
住所 千葉県船橋市高根台 2-11-1
連絡先 047-466-7111

・協力歯科医療機関

名称 ラビット歯科
住所 千葉県松戸市日暮 1-16-1 RG八柱ビル3F
連絡先 047-392-0972

13. 第三者評価

福祉サービス第三者評価は実施しておりません。

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム オレンジガーデン入居にあたり、入居者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県船橋市芝山 7丁目 41番 2号
名称 特別養護老人ホーム オレンジガーデン
代表者名 社会福祉法人 康和会
理 事 長 宍 倉 喜 久 雄 印

説明者 所属
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から特別養護老人ホーム オレンジガーデンについての重要事項の説明を受け同意しました。

入居者

住所
氏名 印

代理人

住所
氏名 印

法定代理人

住所
氏名 印